

総合的評価の評価項目と評点重み

分野 得点	分野 内%※1	評価項目	定義	評点方法(満点=1点として説明)	備考	評価実施	H22入札対応	
リサイクルの質・用途の高度化	50点	20	単一素材化	単一素材化(PE,PP,PS,PET)の合計実施量	(PE,PP,PS,PET)の販売量合計/全販売量。優先事業者中で 最大値=1、最小値=0とし、正規化	H23より、NMRによる成分濃度判定を検討	◎※2	採用
		20	高度な利用	1回/年程度、審査委員会を開き申請用途が「高度利用」(バー ジン代替性含む)として認定された利用を実施している量	認定された用途を再商品化製品総量の20%以上=1点 10%以上=0.5点	エコマーク取得、グリーン購入、成形品JIS合致等の販売実績 も審査対象。 次年度より再商品化製品利用製品ごとに申告を受付予定	◎	H22はエコマーク取得、グリーン購入対象販売 実績のみを認めて、加点する。
		20	品質管理手法	社内品質管理体制が確立されていること	品質管理基準・QCツールの適用等の実施、ISO9001取得等 で、1点	測定頻度の評価については、今後コスト面からも慎重に検討 する	◎	H22は再商品化事業でのISO9001認定書、社 内品質保証/管理基準書、過去6ヶ月の製品 性能のバラツキが示せる測定データの提出の いずれかがある場合のみ加点する
		20	塩素%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中 の塩素%	(優先基準値-測定値)/優先基準値	優先判定のための測定値(1回目)を使用。1回目不合格の場合、 優先判定は2回目のサンプリング/測定を行うが、本評価 では全て1回目の測定値を評価	◎	採用
		20	主成分%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中 の主成分%	(測定値-優先基準値)/10		◎	採用
		-	異物%	再商品化製品中の異物%		異物測定方法の確立、規格化が必要 「品質基準(保証)」として、売り先との取決め/管理票を評価 するなども含め、要検討	未定	
		-	製品売価	再商品化製品の売価		売価の確認方法等を検討する必要あり	未定	
環境負荷の低減効果等	30点	50	環境負荷データ把握	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理や他の排出物(排水や 汚泥、その他)、および工程の環境負荷を把握し協会に報告し ていること	測定、報告の項目内容、数等を勘案し評点	各種廃棄物量、水使用量・排水量、電力消費量等に重み付け が必要かを含め要検討	○	H23より実施予定 (H22は評価せず、配点しない)
		30	他工程利用プラの高度な 処理方法	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理におけるエネルギー利 用効率が自治体焼却施設より高いこと	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理先のエネルギー効率を 報告、設定値より高い時、1点加点。	自治体のゴミ処理におけるエネルギー回収より高効率を目指 すが、設定値は要検討。データ入手により情報公開を促進	◎	H22は、エネルギー回収実施が確認された場 合は加点する
		-	複数回リサイクル等	再商品化製品利用製品のリサイクルがなされていること		複数回リサイクルは～5年程度の継続的な実施がなされない と判定できない。リサイクルの定義がない。要検討	未定	
		20	環境管理手法	ISO14001取得 (類似の公的認定等を含む)	取得=1点、なし=0点	再商品化に関連する施設が対象であること 環境省・エコアクション21、各自治体が設定する同義の認定制 度等(製品認定は除く)も対象とする	◎	再調査(10月)結果を評価して採用
再商品化事業の適正かつ確実な実施	20点	30	使途明示	使途製品名の報告・情報公開を行っていること	自ら公開=1点、なし=0点	協会への報告とは別に、自社独自(HP等)での積極的な公開 を評価	◎	調査(10月)結果を評価して採用
		-	利用先名公表	利用事業者名の公表ができること		中間とりまとめでは「現時点では～中略～指標として求めない ことが妥当」とあり、さらに検討	未定	
		30	見学推進活動	見学会を実施していること	実施=1点	計画達成度合いや頻度(実施回数)前年対比等を勘案する 等、次年度以降、要検討	◎	採用
		30	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること	あれば、1点	HP、パネル展示、年次報告の公開等の項目を評価	◎	調査(10月)の結果を評価(アピールポイント)
		10	業務改善指示の有無	実績対象期間内における「措置規定」による「業務改善指示」 の有無	業務改善指示受け 0回=1点～最高回数=0点とし正規化	「再商品化業務の厳格化」の視点から評価するもの	◎	採用
		-	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること		内部統制システム、外部監査実施など。要検討	未定	
総合評価			各評価値は実績(H22年度はH21.4～9月、H23年度以降は原則として前年度下期+当該年度上期の実績)に基づくものとする。H23以降に適用予定の評価内容(=測定しておくべき数値等)についても明示し、H23以降に係るデータを取得する。					

※1.分野内%は、分野得点への寄与率を表す。例えば分野得点が50点であり、分野内%が20%である評価項目への配点は10点となる。

※2.◎:H22より実施, ○:H23より実施予定, 未定:課題等を検討のうえH23以降実施の可否を判断

表1. 総合的評価の評価項目と評点重み(H22版)

	分野 得点	分野 内%※1	評価項目	定義	評点方法(満点=1点として説明)	特記(評価対象期間)	H22対応
リサイクルの質・用途の高度化	50点	20	リサイクルの質の高度化	単一素材化	単一素材化(PE,PP,PS,PET)の合計実施量	個別得点=(PE,PP,PS,PET)の販売量合計/全販売量 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	H22.4~9月実績 ・PE,PP,PSベレットについて、純度(単一樹脂成分濃度)に基準値を設ける ・基準値:NMR(PE,PP)、溶媒溶解法(PSベレット)による成分濃度について、以下の基準%で、単一素材と認定 ※基準%:PEは80%以上、PPは75%以上、PSベレットは90%以上 ・なお、PET、PSインゴットの基準値は設定しない (H22.2.24事業者説明会・資料16を参照)
				品質管理手法	社内品質管理体制が確立/実施されていること	評価値=右記①、②、③に合致した点数の合計	以下の基準により評価値を算定 ①社内品質管理基準書あり =0.2点 ②上記に基づいた自社工場内での活動状況報告あり =0.3点 ③過去6ヶ月以上の製品品質のばらつきを分析し、自社の管理能力を把握していること(報告書があること) =0.5点 なお、自社・再商品化工場がISO9001を取得しており、その証明が提出された場合は、上記①②が提出されたことと同等と看做す。
				塩素濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%	評価値=(優先基準値-測定値)/優先基準値	・昨年と同様 なお、以下も継続 優先判定のための測定値(1回目)を使用。1回目不合格の場合、優先判定は2回目のサンプリング/測定を行うが、本評価では全て1回目の測定値を評価
				主成分濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%	評価値=(測定値-優先基準値)/10	
				異物%、洗浄度	再商品化製品中の異物%		※本年度も実施しないが、自社で異物%のチェックを実施している事業者等から測定方法について提案(アンケート・任意)戴き次年度以降の参考としたい。→Reinsにて別途お願いします。なお、「洗浄度」についても検討中である。
				高度な利用	1回/年程度、審査委員会を開き申請用途が「高度利用」として認定された用途に再商品化製品を利用・販売している量	個別得点=「高度な利用」と認定された成形品向けに販売した再商品化製品量/全販売量 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	H22.4~9月実績 ※高度な利用審査委員会にて設定した「高度利用」の指針に合致すると、各事業者が判断した成形品を申告(自己評価票) ①申告された再商品化製品利用製品ごとに、上記審査委員会で判断 ②認定された利用製品に供された再商品化製品販売量(正確な数値であること)を評価 (必ずく別紙>参照のこと)
環境負荷の低減効果等	30点	50	環境負荷データ把握	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理や他の排出物(排水や汚泥、その他)、および工程の環境負荷を把握し協会に報告していること	評価値=右記①および、②、③の合計 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	H22.4~9月実績 ①月次報告「2. 用役使用量」のうち、全月、電力と補給水の記入があること =1点、記入なし=0点で、以下評価しない ②月次報告「8. その他の環境負荷物質の排出等」欄に、記載された(測定項目+測定値)の個数 一個=1点 ③ " " 管理目標値を設定している項目があれば、 一個=1点 (②③の項目例:排水量、水質、排気関係、騒音関係等)	
		30	他工程利用プラの高度な処理方法	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理におけるエネルギー利用率が自治体焼却施設より高いこと	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理先のエネルギー利用率が報告されている。 報告あり=1点、報告なし=0点	H22.4~9月実績 (半期報告に記入フォームを追加設定) ・記入フォームに熱利用先、利用効率が報告されていること	
		20	環境管理手法	ISO14001取得(類似の公的認定等を含む)	取得=1点、なし=0点	・昨年と同様とする 再商品化に関連する施設が対象であること 環境省・エコアクション21、各自治体が設定する同義の認定制度等(製品認定は除く)も対象とする	
再商品化事業の適正かつ確実な実施	20点	30	用途明示	用途製品名の報告・情報公開を行っていること	個別得点=右記①および、②による評価の合計 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	(半期報告に報告記入フォームを追加設定) ・各社が報告する主要な製品について評価 ①現在流通している製品の情報公開であること =1点、その他=0点 とし、以下は評価せず ②HPIにて公開 =3点、環境報告書・パンフ等の書類にて公表=2点、社内展示=1点	
		20	利用先名公表	利用事業者名の公表ができること	評価点=左記、公表している利用事業者に販売した量/全販売量	H22販売予定先(H22.4公表) 本年度から実施 現在、すでに協会HPIに掲載されている公表データに基づくこととし、公表している利用事業者に販売した実績量を評価	
		20	見学推進活動	見学会を実施していること	実施=1点	実施=1点とする(半期報告「地域環境教育の取り組み計画の実施状況」にて判断する)。	
		20	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること	評価値=〇項目の合計個数/10	・「記入フォーム」による10項目の報告内容によって、評価する	
		10	業務改善指示の有無	実績対象期間内における「措置規定」による「業務改善指示」の有無	業改善指示受け 0回=1点、1回=0.5点、2回以上=0点とする。	・実態に鑑み、評点方法を変更する。 業改善指示受け 0回=1点、1回=0.5点、2回以上=0点とする。	
		-	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること		実施せず	
総合的評価				各評価値は実績(特記以外は原則、H22年度はH21.10~H22.3月とH22.4~9月の実績)に基づくものとする。総合的評価に関わる活動、「報告」等は基本的に任意であるが、高度化に向けた積極的な取組と報告をお願いする			

※1.分野内%は、分野得点への寄与率を表す。例えば分野得点が50点であり、分野内%が20%である評価項目への配点は10点となる。

□: H22対応として変更、■: 昨年と同様(変更しない)、■: 実施せず、■: その他

表1. 総合的評価の評価項目と評点重み(H23版)

	分野 得点	分野 内%※1	評価項目	定義	評点方法(満点=1点として説明)	特記	H23対応
リサイクルの質・用途の高度化	50点	20	リサイクルの質の高度化	単一素材化	単一素材化(PE,PP,PS,PET)の合計実施量	個別得点=(PE,PP,PS,PET)の販売量合計/全販売量 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	H23.4~9月実績 ・PE,PP,PSベレットについて、純度(単一樹脂成分濃度)に基準値をみだしたものを評価する ・基準値:NMR(PE,PP)、溶媒溶解法(PSベレット)による成分濃度について、以下の基準%で、単一素材と認定 ※基準%:PEは80%以上、PPは75%以上、PSベレットは90%以上 ・なお、PET、PSインゴットの基準値は設定しない (H23年度事業者説明会・資料18を参照)
				品質管理手法	社内品質管理体制が確立/実施されていること	評価値=右記①、②、③に合致した点数の合計	以下の基準により評価値を算定 ①社内品質管理基準書あり =0.2点 ②上記に基づいた自社工場内での活動状況報告あり =0.3点 ③過去6ヶ月以上の製品品質のばらつきを分析し、自社の管理能力を把握していること(報告書があること) =0.5点 なお、自社・再商品化工場がISO9001を取得しており、その証明が提出された場合は、上記①②が提出されたことと同等と看做す。
				塩素濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%	評価値=(優先基準値-測定値)/優先基準値	・昨年と同様 優先判定のための測定値(1回目)を使用する。1回目不合格の場合、優先判定は2回目のサンプリング/測定を行うが、本評価では全て1回目の測定値を評価
				主成分濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%	評価値=(測定値-優先基準値)/10	
				異物%、洗浄度	再商品化製品中の異物%		※本項目に関する測定方法や考え方についてのアンケート調査やサンプル評価を実施したが、測定方法を確立するまでには至らなかった。本年度も実施しないが、次年度以降の導入にむけて、引き続き調査・検討を行う。
		20	用途の高度化	高度な利用	1回/年程度、審査委員会を開き申請用途が「高度利用」として認定された用途に再商品化製品を利用・販売している量	個別得点=「高度な利用」と認定された成形品向けに販売した再商品化製品量/全販売量 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	H23.4~9月実績 ※高度な利用審査委員会にて設定した「高度利用」の指針に合致すると、各事業者が判断した成形品を申告(自己評価票) ①申告された再商品化製品利用製品ごとに、上記審査委員会で判断 ②認定された利用製品に供された再商品化製品販売量(正確な数値であること)を評価 ③容リ利用新製品とオリジナル品の重量比を評価に反映させる。 ④B評価分野の評価項目「製造・使用過程での環境配慮がなされていること」を適合要件ではなく、加点評価項目とする。 (昨年度より、分野内の評価内容が一部変更となっている。必ず「総合的評価(H23)」における「高度な利用」評価内容の一部変更について参照のこと)
環境負荷の低減効果等	30点	50	環境負荷データ把握	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理や他の排出物(排水や汚泥、その他)、および工程の環境負荷を把握し協会に報告していること	評価値=右記①および、②、③の合計 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	H23.4~9月実績 ①月次報告「2. 役使用量」のうち、全月、電力と補給水の記入があること =1点、記入なし=0点で、以下評価しない ②月次報告「8. その他の環境負荷物質の排出等」欄に、記載された(測定項目+測定値)の個数 一個=1点 ③ " " 管理目標値を設定している項目があれば、一個=1点 (②③の項目例:排水量、水質、排気関係、騒音関係等)	
		30	他工程利用プラの高度な処理方法	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理におけるエネルギー利用率が自治体焼却施設より高いこと	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理先のエネルギー利用率が報告されている。 報告あり=1点、報告なし=0点	H23.4~9月実績 (半期報告の記入フォームを一部変更) ・記入フォームに熱利用先、利用率が報告されていること	
		20	環境管理手法	ISO14001取得(類似の公的認定等を含む)	取得=1点、なし=0点	・昨年と同様とする 再商品化に関連する施設が対象であること 環境省・エコアクション21、各自治体が設定する同義の認定制度等(製品認定は除く)も対象とする	
再商品化事業の適正かつ確実な実施	20点	30	使用明示	使用製品名の報告・情報公開を行っていること	個別得点=右記①および、②による評価の合計 評価値=各事業者の上記「個別得点」中で最大値=1、最小値=0とし、正規化	(半期報告記入フォーム) ・各社が報告する主要な製品について評価 ①現在流通している製品の情報公開であること =1点、その他=0点 とし、以下は評価せず ②HPIにて公開 =3点、環境報告書・パンフ等の書類にて公表=2点、社内展示=1点	
		20	利用先名公表	利用事業者名の公表ができること	評価点=左記、公表している利用事業者に販売した量/全販売量	H23販売予定先(H23.4公表) 協会HPIに掲載されている公表データに基づくこととし、公表している利用事業者に販売した実績量を評価	
		20	見学推進活動	見学会を実施していること	実施=1点	実施=1点とする(半期報告「地域環境教育の取り組み計画の実施状況」にて判断する)。	
		20	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること	評価値=〇項目の合計個数/10	(半期報告記入フォーム) ・「記入フォーム」による10項目の報告内容によって、評価する	
		10	業務改善指示の有無	実績対象期間内における「措置規定」による「業務改善指示」の有無	業改善指示受け 0回=1点、1回=0.5点、2回以上=0点とする。	・実態に鑑み、評点方法を変更する。 業改善指示受け 0回=1点、1回=0.5点、2回以上=0点とする。	
		-	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること		実施せず	
総合的評価				各評価値は実績(特記以外は原則、H23年度はH22.10~H23.3月とH23.4~9月の実績)に基づくものとする。総合的評価に関わる活動、「報告」等は基本的に任意であるが、高度化に向けた積極的な取組と報告をお願いする			

※1.分野内%は、分野得点への寄与率を表す。例えば分野得点が50点であり、分野内%が20%である評価項目への配点は10点となる。

■:H23対応として変更、□:昨年と同様(変更しない)、■:実施せず、■:その他